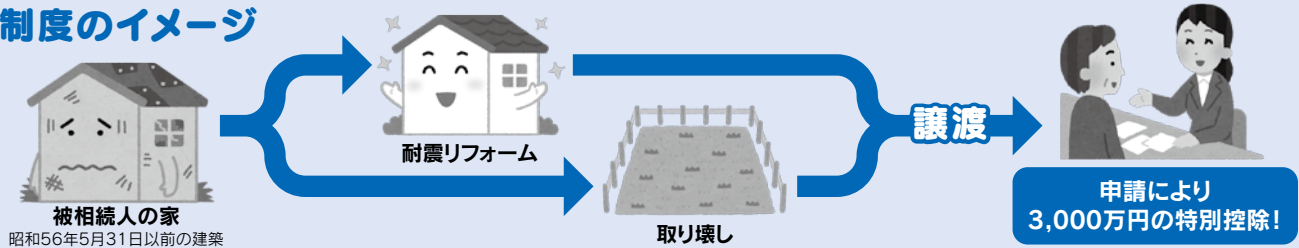


空き家の発生を抑制するための 特例措置 (譲渡所得の 3,000万円特別控除) について

1・制度について

昭和56年5月31日以前に建築された家屋を、相続日から3年以内に、その家屋又は取壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除するものです。

2・制度のイメージ



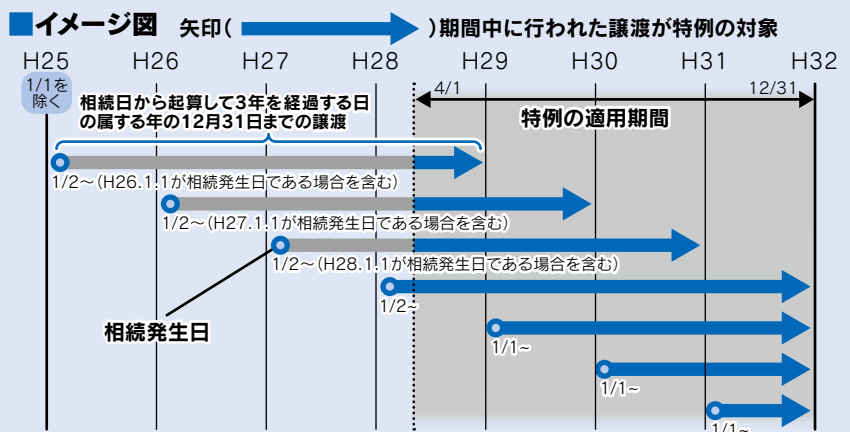
3・申請条件のポイント

期間に関すること

- ①相続年の3年後の12月31日まで (H25年相続→H28年末) に譲渡完了。
- ②特例の適用期間は平成31年12月31日まで

家屋・敷地に関すること

- ①相続開始の時点において、被相続人のみが居住していた (同居者が居ないこと)
- ②昭和56年5月31日以前に建築された家屋
- ③相続時から譲渡まで事業用や他の者の居住用に用いられなかったこと
- ④譲渡価格が1億円以下
- ⑤家屋も譲渡する場合、現行の耐震基準を満たしていること (耐震リフォーム済みということ)



※この他にも細かな条件があります。詳しくは税務署でご相談ください。

問合せ 建築住宅課 住宅政策担当 ☎958-1111 内線2270・2271・2272

きらきらシニア

問合せ

地域包括支援課 (市役所別館1階)
☎ 947-3822 FAX 950-1030
chiikihoukatsu@city.habikino.lg.jp

●介護予防できらきらシニア ~介護予防事業参加者募集!!~

熟年簡単フッキング教室 ~男性初心者コース~

【対象】65歳以上の男性で、今まで料理をしたことがない方

【日時】2月17日(金)、24日(金)、3月1日(水)

10:00 ~ 12:30 頃 (全3回)

【費用】1,500円 (3回分、材料費込み)

定員 10人程度

【場所】保健センター3階 (栄養指導室)

【持物】エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具

【申込】地域包括支援課まで、電話か直接お申し込みください。

※1月13日(金)締切、申込多数の場合は抽選

包丁を持ったことがない、ごはんを炊いたこともないという方が対象です。ごはんの炊き方や簡単なおかずの作り方など、料理の基礎を学びましょう。

